



## 309 電子楽器（電気用品の区分：電子応用機械器具）

定格電圧が 100V 以上 300V 以下及び定格周波数が 50Hz 又は 60Hz のものであって、交流の電路に使用するものに限る。

【一般呼称の例】：電子オルガン、電子ピアノ、電子アコーディオン、シンセサイザー など



電子回路による発信音を用いて演奏するもの

【混同しやすい電気用品】

電気楽器

（電気用品の区分：電動応用機械器具）